

平成30年 7 月30日
 (神奈川県健康医療局作成)

旧七沢リハビリテーション病院脳血管センターの移譲及び新病院の開院について

1 経緯

- 平成28年度 ○ 旧七沢リハビリテーション病院脳血管センターの閉院に伴い、県では、同病院を回復期病床とすることを条件に民間移譲することとし、公募の結果、医療法人社団葵会（以下「葵会」という。）を移譲先に決定
- 平成29年度 ○ 県と葵会が県有財産売買契約を締結。以後、葵会にて開設準備を開始
- 平成30年 5月 ○ 葵会から 8 月の開院を目指す病院開設に係る事業計画書が県に提出(段階的な病棟の開棟、開棟当初は病棟種別を療養病床としたい等)
- 6月 ○ 葵会の事業計画について、許認可を所管し、移譲した県が、地元医師会や病院協会等関係者に情報提供
- 7月 ○ 大和・高座病院協会主催の「県央二次医療圏 病床機能分化・連携促進に向けた地域WG」に県が出席し、説明
- 病棟の開設について、条件付きで開設許可（3(2)参照）
- 8月に開棟する病棟部分について現地調査のうえ使用許可
- ※ 医療関係者からの、「開院時から一般病床にできないのであれば、開院前に県央地域保健医療福祉推進会議に諮るべき」とのご意見を踏まえ、本日の会議開催に至った。

2 葵会 七沢リハビリテーション病院の事業計画

- 許可病床は245床（旧病院と同一）、病床機能区分はすべて回復期として運営
- 開院時の病床種別は療養病床。3か月程度で段階的に病棟を開棟
 H30.8.1：75床 ⇒ H30.9.1：195床（+120床） ⇒ H30.10.1：245床（+50床）
- その後、医師等を増員し、開棟後1年以内を目途に、病床種別を一般病床に転換

3 県の考え方

(1) 移譲条件

- 県では、2025年に県央地区で回復期病床が不足との地域医療構想の推計に基づき、募集要項を作成
- 病床機能は「回復期」とすることを条件付け。病床種別（「一般病床」と「療養病床」の別）は、条件付けしていない。
- 公募時の葵会の事業計画書では、病院の人員について、医師をはじめとする充実した人員体制の確保が提示されており、これを踏まえて選定した。

(2) 病床の承継と許可条件

- 県は、公募時の移譲条件に病床種別の記載はないが、許認可の面では、病床の事

前協議を要しない承継による開設であることに鑑み、県は次の条件を付与して病院の開設を許可した。

- ・ 病床機能区分は回復期とすること。
- ・ 病床種別は、各病棟の開設時、療養病床での開設を認めるが、各病棟の開棟後、1年以内を目途に、承継前の病院と同様に一般病床に転換すること。

(3) 移譲条件や許可条件に係る担保

- 県では、移譲条件および許可条件の履行を確保するため、必要な指導や、契約上計画どおり履行されているか確認する。
- 当面、毎月、医師等の確保状況、回復期リハ病棟入院料の取得に向けた取組状況、一般病床への転換の見込み等について、契約に基づき報告を求め、必要に応じて調査を行う。
- このことから、地域の医療提供体制の強化に向けては、併せて、葵会と地域の医療等の関係者との相互理解と連携が不可欠であることから、県から葵会に対して、地域の医療機関に対する丁寧な説明と相互理解の確立に向けた努力を要請し、文書を発出。今後も継続して要請を行っていく。

4 今後の対応

(1) 当面の対応

- 県央地区保健医療福祉推進会議の開催
 - ・ 平成30年7月30日 第1回会議
 - ・ 平成30年8月9日 第2回会議

(2) 今後の対応

- 「(仮称) 葵会 七沢リハビリテーション病院に係る地域連絡会」の設置検討
 - ・ 県央地区の医療関係者で構成する標記の連絡会の設置を検討し、県で把握した同病院の運営状況の報告を検討（この報告結果は、県から県央地区保健医療福祉推進会議に報告。必要に応じて同病院も会議に出席するイメージ）
 - ・ 事務局 県立病院課

1 趣旨

この要項は、七沢リハビリテーション病院脳血管センター（以下、「七沢病院」という。）の移譲先として、同病院を承継して運営する医療法人等の募集に関して、必要な事項を定める。

2 移譲予定時期

平成 29 年 4 ～ 6 月

3 応募資格

(1) 応募資格

平成 28 年 4 月 1 日現在、神奈川県内において 200 床以上の病院を運営している医療法人等とする。

(2) 応募者の欠格事項

次のいずれかに該当する法人等は、応募者となることができない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている法人
- イ 神奈川県から神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札の参加に関して指名停止を受けている法人
- ウ 会社更生法、民事再生法等に基づき更生または再生手続をしている法人
- エ 法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない法人等
- オ 神奈川県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に定める暴力団
- カ 同条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等

4 移譲の条件

(1) 病院運営

- ア 現在地で病院を運営すること。
- イ 病床・診療科等
 - (ア) 病床数は 245 床とすること。
 - (イ) 病床は回復期の病床とし、100 床以上を脳血管疾患に関する病床とすること。
 - (ウ) 上記病床の診療に必要な診療科を設定し、外来診療を実施すること。
- ウ 地域の患者を積極的に受け入れるとともに、地域の医療機関との連携を図ること。
- エ 看護実習生をはじめ、実習生の受入れを行うこと。

(2) 移譲方法

土地・建物とも有償譲渡とし、各種資料と現況が異なる場合は、現況を優先する。

(3) 土地

- ア 平成 29 年 4 月以降の売買契約で締結する引渡し日の現況とし、当該土地上のフェンス、擁壁、舗装、立木等を含むこととする。
なお、外周道路については、(5) ア及びイを参照すること。
- イ 各種資料に記載の面積は公簿地積とする。土地の測量は現在実施中。なお、測量結果の面積に基づく売買価格の増減は行わない。
- ウ 隣接地との境界確認は現在実施中。土地境界確認協議書等については、所有権移転登記後に写しを渡す。
- エ 地下埋設物調査及び土壌汚染調査は行っていない。

(4) 建物

ア 平成 29 年 4 月以降の売買契約で締結する引渡し日の現況とし、有償譲渡する土地に現存する建物とする。

イ 七沢病院もえぎ寮（103 戸）については、移譲後も、神奈川県総合リハビリテーションセンターを運営する者（現在は、指定管理者である（社福）神奈川県総合リハビリテーション事業団。以下「リハセンター運営者」という。）に対して次のとおり貸し出すこと。

(ア) 貸出し戸数

平成 29～30 年度は 60 戸、平成 31～33 年度は 50 戸とし、平成 34 年度以降の戸数については、リハセンター運営者と移譲先が協議の上決定する。

(イ) 賃料

1 戸当たりの賃料（管理経費（共益費）等、全てを含めた金額）を提案すること。

なお、支払う賃料については、実際に入居している戸数とする。

（参考） 現在、リハセンター運営者及び入居者が負担している一戸当たりの額の合計は 19,800 円。

(ウ) 契約方法等

賃貸借契約の方法等については、リハセンター運営者と移譲先の間で、貸出し戸数分の賃貸借契約を一括して締結し、詳細は、別途両者で協議すること。

ウ 本館及び新館を除く建物の耐震及びすべての建物のアスベストの状況は不明。

(5) 外周道路等

ア 道路の移譲

病院の外周道路は、現在、県が所有しているため、外周道路も含めて移譲する。

イ 道路の使用許可

近隣住民等の道路の使用を許可すること。

ウ 七沢病院近隣の街路灯

県は、地域の住民の防犯の観点から、七沢病院の近隣に街路灯を設置（13 基）しており、当該街路灯も移譲する。

(6) 運営費等への補助

運営費、改修費の補助については、移譲を理由とした特別な補助は行わない。

(7) 病院運営の継続

できるだけ長期間（少なくとも 10 年間）に渡って、現在の場所で病院運営を継続すること。

※ 上記条件の実効性を確保するため、契約締結日から 10 年間、病床（245 床）を移動することを禁じるとともに、不動産の全部を譲渡することを禁じる。

なお、病院運営に直接の影響が及ばない不動産の売却等については、県との協議によることとする。

(8) 医療従事者の確保

医療従事者については、移譲先が確保すること。

(9) 県等の施策への協力

保健・医療・福祉施策をはじめ、神奈川県及び厚木市の各種施策に協力すること。

(10) 地域の住民への対応

地域の住民の要望等になるべく応えること。